

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 28

処 分 名	鳥獣の飼養許可	
処 分 の 概 要	申請に基づいて鳥獣の飼養(メジロ)を許可する。	
根 拠 法 令 名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)	
条 項	第19条第1項	
所 管 課	農林水産課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1日	
標準処理期間	計	1日
審査基準	<p>愛媛県第12次鳥獣保護管理事業計画書の第4 3-3の鳥類の飼養登録を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</p> <p>第十九条 第九条第一項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第二十二条第一項及び第八十四条第一項第七号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第九条第四項に規定する有効期間の末日から起算して三十日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の登録(以下この節において単に「登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に登録の申請をしなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。</p> <p>4 登録の有効期間は、登録の日から一年とする。</p> <p>5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第一項の規定により登録鳥獣(第一項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。)の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。</p> <p>6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第三項の登録票(以下単に「登録票」という。)で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。</p> <p>愛媛県第12次鳥獣保護管理事業計画書</p> <p>第4 3-3 鳥類の飼養登録</p> <p>(1)方針 鳥類の違法な飼養を防止するため、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。</p> <p>(2)飼養適正化のための指導内容</p> <p>① 登録の更新は、飼養個体と装着登録票(足環)を照合し確認した上で行うこと。</p> <p>② 平成元年度の装着登録票(足環)導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。</p> <p>③ 装着登録票の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみ行うものとする。</p>	

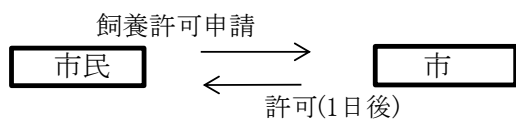
※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

(3) 愛玩を目的とした飼養

愛玩を目的とした飼養に際しては次の事項に留意すること。なお、新規の愛玩を目的とした捕獲については認めないことから、飼養登録は更新及び譲渡の場合に限るものとする。

- ① 飼養はメジロに限る。
- ② 1世帯1羽までとする。
- ③ 譲渡にあたっては、譲渡の経緯等を確認し、違法に捕獲された個体でないことを十分に確認するとともに、1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。
- ④ 愛鳥週間等の機会を通じ、広報等により周知徹底に努めるものとする。

手続の流れ



※申請書の受付時に、許可決定の予定日を申請者にお知らせする。